

○薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等

(昭和三十八年六月二十四日)

(厚生省告示第二百七十九号)

薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等

(平一三厚労告一八〇・題名追加)

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第四十三条第一項、薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)第五十八条及び第六十条並びに薬事法施行規則(昭和三十六年の規厚生省令第一号)第百九十九条第一項の規定による検定を受けるべき医薬品、手数料、検定基準及び試験品の数量は、昭和三十六年二月厚生省告示第二十二号(薬事法第四十三条第一項等の規定による検定を受けるべき医薬品、手数料、検定基準及び試験品の数量を定める件)に定めるところによるほか、次に定めるとおりとする。

1 検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量
生物学的製剤

検定を受けるべき医薬品	手数料	試験品の数量
インフルエンザワクチン	1 一元放射免疫拡散試験法を用いるとき。 624,600円 2 卵中和試験法を用いるとき。 719,400円	1 内容量が3mLであるとき。 20本 2 内容量が5mLであるとき。 12本 3 内容量が10mLであるとき。 10本 4 内容量が20mLであるとき。 7本
インフルエンザHAワクチン	1 一元放射免疫拡散試験法を用いるとき。 635,500円 2 卵中和試験法を用いるとき。 808,200円	1 内容量が0.5mLであるとき。 142本 2 内容量が1mLであるとき。 72本 3 内容量が5mLであるとき。 11本 4 内容量が10mLであるとき。 9本
沈降インフルエンザワクチン(H5N1株)	中間段階 1 一元放射免疫拡散試験法を用いるとき。 551,900円 2 HA含量試験法を用いるとき。 444,400円	原液を最終バルクと同濃度に希釈したものにつき 1容器2mL入りのもの2本、1容器5mL入りのもの2本及び1容器20mL入りのもの1本 小分製品につき 1 内容量が1mLであるとき。 28本 2 内容量が10mLであるとき。 8本
	最終段階 159,500円	
乳濁A型インフルエンザHAワクチン(H1N1株)	1 専用混和液が同一の製造番号のもので構成されるとき。 462,200円 2 専用混和液が2種類の製造番号のもので構成されるとき。 606,800円	1 専用混和液が同一の製造番号のもので構成されるとき。 抗原製剤13本及び専用混和液9本 2 専用混和液が2種類の製造番号のもので構成されるとき。 抗原製剤16本及び製造番号ごとに専用混和液9本
乳濁細胞培養A型インフルエンザHAワクチン(H1N1株)	410,000円	内容量が6mLであるとき。 13本
乾燥組織培養不活化A型肝炎ワクチン	3,862,700円	内容量が液状製剤として0.65mLに相当する量であるとき。

ン			40本
乾燥弱毒生 おたふくか ぜワクチン	中間 段階	1 神経毒力試験を行うも のであるとき。 27,742,400円 2 神経毒力試験を行わな いものであるとき。 13,824,200円	原液を最終バルクと同濃度に希釈したものに つき 380mL
	最終 段階	867,100円	小分製品につき 内容量が液状製剤として0.5mLに相当する量 であるとき。 40本
ガスえそウマ抗毒 素(ガスえそ抗毒 素)		226,900円	1 内容量が10mLであるとき。 5本 2 内容量が20mLであるとき。 3本
乾燥ガスえそウマ 抗毒素(乾燥ガス えそ抗毒素)		253,300円	1 内容量が液状製剤として10mLに相当する量 であるとき。 6本 2 内容量が液状製剤として20mLに相当する量 であるとき。 4本
不活化狂犬病ワク チン		707,700円	内容量が2mLであるとき。 61本
乾燥組織培養不活 化狂犬病ワクチン		709,500円	内容量が液状製剤として1mLに相当する量で あるとき。 48本
コレラワクチン		157,300円	1 内容量が5mLであるとき。 8本 2 内容量が10mLであるとき。 6本 3 内容量が20mLであるとき。 4本
乾燥ジフテリアウ マ抗毒素(乾燥ジ フテリア抗毒素)		253,300円	1 内容量が液状製剤として2mLに相当する量で あるとき。 22本 2 内容量が液状製剤として3mLに相当する量で あるとき。 14本 3 内容量が液状製剤として4mLに相当する量で あるとき。 11本 4 内容量が液状製剤として5mLに相当する量で あるとき。 9本 5 内容量が液状製剤として10mLに相当する量 であるとき。 6本
ジフテリアトキシ イド	1 モルモットを使用する とき。 671,100円 2 マウスを使用する とき。 504,100円	1 内容量が0.5mLであるとき。 42本 2 内容量が1mLであるとき。 25本 3 内容量が3mLであるとき。 11本 4 内容量が5mLであるとき。 9本 5 内容量が10mLであるとき。 7本	

		6 内容量が20mLであるとき。 6本
沈降ジフテリアトキソイド	1 モルモットを使用するとき。 671,100円 2 マウスを使用するとき。 504,100円	1 内容量が3mLであるとき。 15本 2 内容量が5mLであるとき。 11本 3 内容量が10mLであるとき。 7本 4 内容量が20mLであるとき。 6本
成人用沈降ジフテリアトキソイド	1 モルモットを使用するとき。 671,100円 2 マウスを使用するとき。 504,100円	1 内容量が0.5mLであるとき。 44本 2 内容量が3mLであるとき。 15本 3 内容量が5mLであるとき。 11本 4 内容量が10mLであるとき。 7本 5 内容量が20mLであるとき。 6本
ジフテリア破傷風混合トキソイド	1 モルモットを使用するとき。 1,537,100円 2 マウスを使用するとき。 898,400円	1 内容量が0.5mLであるとき。 124本 2 内容量が1mLであるとき。 65本 3 内容量が3mLであるとき。 29本 4 内容量が5mLであるとき。 23本 5 内容量が10mLであるとき。 17本 6 内容量が20mLであるとき。 14本
沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド	1 モルモットを使用するとき。 1,537,100円 2 マウスを使用するとき。 898,400円	1 内容量が0.1mLであるとき。 636本 2 内容量が0.5mLであるとき。 124本 3 内容量が1mLであるとき。 65本 4 内容量が3mLであるとき。 29本 5 内容量が5mLであるとき。 23本 6 内容量が10mLであるとき。 17本 7 内容量が20mLであるとき。 14本
水痘抗原	390,500円	内容量が0.2mLであるとき。 6本
乾燥弱毒生水痘ワクチン	818,800円	内容量が液状製剤として0.7mLに相当する量であるとき。 35本
腸チフスパラチフス混合ワクチン	251,400円	内容量が20mL又は50mLであるとき。 5本
精製ツベルクリン(一般診断用)	417,800円	1 内容量が液状製剤として0.5mLに相当する量(標準精製ツベルクリン0.25μg相当量を含む。)であるとき。 90本

			2 内容量が液状製剤として2mLに相当する量(標準精製ツベルクリン1 μ g相当量を含む。)、5mLに相当する量(標準精製ツベルクリン2.5 μ g相当量を含む。)又は10mLに相当する量(標準精製ツベルクリン5 μ g相当量を含む。)であるとき。 50本
痘そうワクチン(痘苗)	中間段階	612,400円	最終バルクにつき 1容器1mL入りのもの4本及び1容器3mL入りのもの3本
	最終段階	706,600円	小分製品につき 1 内容量が5人分であるとき。 190ケース 2 内容量が10人分であるとき。 95ケース 3 内容量が25人分であるとき。 38ケース 4 内容量が50人分であるとき。 19ケース 5 内容量が100人分であるとき。 10ケース
乾燥痘そうワクチン(乾燥痘苗)	中間段階	612,400円	最終バルクにつき 1容器1mL入りのもの4本及び1容器3mL入りのもの3本
	最終段階	1,396,500円	小分製品につき 1 内容量が25人分であるとき。 46本 2 内容量が50人分であるとき。 34本 3 内容量が100人分であるとき。 32本
細胞培養痘そうワクチン	中間段階	1,324,600円	最終バルクにつき 1容器2mL入りのもの2本
	最終段階	1 ポック形成単位測定法を用いるとき。 693,700円 2 プラーク形成単位測定法を用いるとき。 726,600円	小分製品につき 1 カピラール詰のものであるとき。 内容量が50人分であるとき。 15本 2 アンブル又はバイアル入りのものであるとき。 (1) 内容量が10人分又は25人分であるとき。 30本 (2) 内容量が50人分であるとき。 15本
乾燥細胞培養痘そうワクチン	中間段階	1,324,600円	最終バルクにつき 1容器2mL入りのもの2本
	最終段階	1 ポック形成単位測定法を用いるとき。 1,383,600円 2 プラーク形成単位測定法を用いるとき。 1,467,400円	小分製品につき 1 内容量が25人分であるとき。 40本 2 内容量が50人分であるとき。 30本
日本脳炎ワクチン		774,400円	1 内容量が0.5mLであるとき。 88本 2 内容量が1mLであるとき。 45本 3 内容量が2mLであるとき。

		<p>25本</p> <p>4 内容量が5mLであるとき。 11本</p> <p>5 内容量が10mLであるとき。 8本</p>
乾燥日本脳炎ワクチン	800,800円	<p>1 内容量が液状製剤として0.5mLに相当する量であるとき。 98本</p> <p>2 内容量が液状製剤として1mLに相当する量であるとき。 50本</p> <p>3 内容量が液状製剤として2mLに相当する量であるとき。 28本</p> <p>4 内容量が液状製剤として2.5mLに相当する量であるとき。 24本</p> <p>5 内容量が液状製剤として5mLに相当する量であるとき。 12本</p> <p>6 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 9本</p>
乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン	800,800円	<p>内容量が液状製剤として0.5mLに相当する量であるとき。 98本</p>
肺炎球菌ワクチン	572,000円	<p>内容量が0.5mLであるとき。 65本</p>
沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン (無毒性変異ジフテリア毒素結合体)	448,100円	<p>内容量が0.5mLであるとき。 27本</p>
破傷風トキソイド	<p>1 モルモットを使用するとき。 951,800円</p> <p>2 マウスを使用するとき。 480,200円</p>	<p>1 内容量が3mLであるとき。 25本</p> <p>2 内容量が5mLであるとき。 16本</p> <p>3 内容量が10mLであるとき。 11本</p> <p>4 内容量が20mLであるとき。 8本</p>
沈降破傷風トキソイド	<p>1 モルモットを使用するとき。 951,800円</p> <p>2 マウスを使用するとき。 480,200円</p>	<p>1 内容量が0.5mLであるとき。 119本</p> <p>2 内容量が1mLであるとき。 63本</p> <p>3 内容量が3mLであるとき。 27本</p> <p>4 内容量が5mLであるとき。 19本</p> <p>5 内容量が10mLであるとき。 14本</p> <p>6 内容量が20mLであるとき。 11本</p>
乾燥はぶウマ抗毒素 (乾燥はぶ抗毒素)	253,300円	<p>1 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 6本</p> <p>2 内容量が液状製剤として20mLに相当する量</p>

		であるとき。 4本
沈降はぶトキソイド	112,300円	1 内容量が0.5mLであるとき。 38本 2 内容量が5mLであるとき。 7本 3 内容量が10mLであるとき。 5本 4 内容量が20mLであるとき。 4本
沈降B型肝炎ワクチン	3,880,700円	1 内容量が0.25mLであるとき。 68本 2 内容量が0.5mLであるとき。 34本 3 内容量が2.5mLであるとき。 7本 4 内容量が5mLであるとき。 4本
沈降B型肝炎ワクチン(huGK-14細胞由来)	3,880,700円	1 内容量が0.25mLであるとき。 68本 2 内容量が0.5mLであるとき。 34本
組換え沈降B型肝炎ワクチン(酵母由来)	3,880,700円	1 内容量が0.25mLであるとき。 68本 2 内容量が0.5mLであるとき。 34本
組換え沈降B型肝炎ワクチン(チャイニーズ・ハムスター卵巣細胞由来)	3,880,700円	1 内容量が0.25mLであるとき。 68本 2 内容量が0.5mLであるとき。 34本
組換え沈降pre-S2抗原・HBs抗原含有B型肝炎ワクチン(酵母由来)	3,880,700円	1 内容量が0.25mLであるとき。 68本 2 内容量が0.5mLであるとき。 34本
乾燥BCG膀胱ぼうこ ² 内用(コンノート株)	112,100円	小分製品につき 内容量が液状製剤として3mLに相当する量であるとき。 25本
乾燥BCG膀胱ぼうこ ² 内用(日本株)	112,100円	小分製品につき内容量が液状製剤として0.5mL又は1mLに相当する量であるとき。 23本
乾燥BCGワクチン	112,100円	1 小分製品につき内容量が液状製剤として0.15mLに相当する量であるとき。 40本 2 小分製品につき内容量が液状製剤として0.5mL又は1mLに相当する量であるとき。 23本
組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(イラクサギンウワバ細胞由来)	377,500円	内容量が0.5mLであるとき。 50本
百日せきワクチン	983,600円	1 内容量が2mLであるとき。 51本 2 内容量が10mLであるとき。

			14本 3 内容量が20mLであるとき。 8本
沈降精製百日せきワクチン		1,082,400円	1 内容量が1mLであるとき。 60本 2 内容量が5mLであるとき。 17本 3 内容量が10mLであるとき。 10本
百日せきジフテリア混合ワクチン	中間段階	百日せきジフテリア混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液につき 128,300円	小分製品と同濃度に希釈したジフテリアトキソイド原液につき 内容量が20mLのもの2本
	最終段階	1 モルモットを使用するとき。 1,568,800円 2 マウスを使用するとき。 1,401,800円	小分製品につき 1 内容量が1mLであるとき。 90本 2 内容量が3mLであるとき。 36本 3 内容量が5mLであるとき。 26本 4 内容量が10mLであるとき。 17本 5 内容量が20mLであるとき。 12本
百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン	中間段階	百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液につき 128,300円	小分製品と同濃度に希釈したジフテリアトキソイド原液につき 内容量が20mLのもの2本
		百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液につき 117,800円	小分製品と同濃度に希釈した破傷風トキソイド原液につき 内容量が40mLのもの2本
	最終段階	1 モルモットを使用するとき。 2,397,000円 2 マウスを使用するとき。 1,758,300円	小分製品につき 1 内容量が1mLであるとき。 144本 2 内容量が3mLであるとき。 56本 3 内容量が5mLであるとき。 38本 4 内容量が10mLであるとき。 25本 5 内容量が20mLであるとき。 18本
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン	中間段階	沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液につき 128,300円	小分製品と同濃度に希釈したジフテリアトキソイド原液につき 内容量が20mLのもの2本
		沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液につき 117,800円	小分製品と同濃度に希釈した破傷風トキソイド原液につき 内容量が40mLのもの2本
	最終段階	1 モルモットを使用するとき。	小分製品につき 1 内容量が0.5mLであるとき。

		2, 495, 800円 2 マウスを使用するとき。	125本 2 内容量が1mLであるとき。 72本 3 内容量が5mLであるとき。 28本 4 内容量が10mLであるとき。 21本
乾燥弱毒生風しんワクチン	中間段階	1 ウズラ胚細胞培養法により作られたワクチン製造用原液の場合 (1) 神経毒力試験を行うものであるとき。 30, 652, 100円 (2) 神経毒力試験を行わないものであるとき。 16, 782, 900円 2 ウサギ腎細胞培養法により作られたワクチン製造用原液の場合 (1) 神経毒力試験を行うものであるとき。 27, 072, 000円 (2) 神経毒力試験を行わないものであるとき。 13, 202, 800円	原液を最終バルクと同濃度に希釈したものにつき 360mL
		最終段階	909, 000円 小分製品につき 内容量が液状製剤として0.5mLに相当する量であるとき。 40本
	乾燥ヘモフィルスb型ワクチン(破傷風トキソイド結合体)	283, 400円	小分製品につき 内容量が液状製剤として0.5mLに相当する量であるとき。 46本
発しんチフスワクチン	511, 800円	1 内容量が10mLであるとき。 9本 2 内容量が20mLであるとき。 5本	
乾燥ボツリヌスウマ抗毒素(乾燥ボツリヌス抗毒素)	253, 300円	1 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 6本 2 内容量が液状製剤として20mLに相当する量であるとき。 4本	
経口生ポリオワクチン	中間段階	各型の単価バルクウイルス浮遊液につき 49, 237, 300円	1 ろ過前の各型の単価バルクウイルス浮遊液につき 350mL 2 ろ過後の各型の単価バルクウイルス浮遊液につき 41mLに1mLあたり 10^8 TCID ₅₀ のウイルス濃度のもの121mLに相当する量を加えた量
	最終段階	7, 193, 600円	小分製品につき 1 内容量が1mLであるとき。 20本 2 内容量が2.5mLであるとき。 10本

乾燥弱毒生麻しんワクチン	中間段階	1 神経毒力試験を行うものであるとき。 32,617,400円 2 神経毒力試験を行わないものであるとき。 12,524,800円	原液を最終バルクと同濃度に希釈したものにつき 380mL
	最終段階	867,500円	小分製品につき 1 内容量が液状製剤として0.5mLに相当する量であるとき。 40本 2 内容量が液状製剤として2.5mLに相当する量であるとき。 12本 3 内容量が液状製剤として5mLに相当する量であるとき。 7本 4 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 5本
乾燥弱毒生麻しんおたふくかぜ風しん混合ワクチン	中間段階	乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン及び乾燥弱毒生麻しんワクチンの各中間段階の手数料及び試験品の数量を準用する。	
	最終段階	2,537,600円	小分製品につき 内容量が液状製剤として0.5mLに相当する量であるとき。 110本
乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン	中間段階	乾燥弱毒生風しんワクチン及び乾燥弱毒生麻しんワクチンの各中間段階の手数料及び試験品の数量を準用する。	
	最終段階	2,068,700円	小分製品につき 内容量が液状製剤として0.5mLに相当する量であるとき。 110本
乾燥まむしウマ抗毒素(乾燥まむし抗毒素)		253,300円	1 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 6本 2 内容量が液状製剤として20mLに相当する量であるとき。 4本
ワイル病秋やみ混合ワクチン		575,400円	1 内容量が1mLであるとき。 89本 2 内容量が5mLであるとき。 22本 3 内容量が10mLであるとき。 13本 4 内容量が20mLであるとき。 9本
加熱人血漿しょうたん白		1 発熱試験法によるとき。 139,200円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 121,800円	内容量が100mL又は250mLであるとき。 1本
人血清アルブミン		1 発熱試験法によるとき。 139,200円 2 エンドトキシン試験法によるとき。	1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が20mLであるとき。 4本 (2) 内容量が50mL又は100mLであるとき。 2本

	121,800円	(3) 内容量が250mLであるとき。 1本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が20mL、50mL、100mL又は250mLであるとき。 1本
乾燥人フィブリノゲン	1 発熱試験法によるとき。 256,700円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 239,200円	内容量が液状製剤として50mLに相当する量であるとき。 4本
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子	1 発熱試験法によるとき。 282,900円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 265,400円	1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が液状製剤として5mL、10mL、15mL又は20mLに相当する量であるとき。 6本 (2) 内容量が液状製剤として25mL、30mL、40mL又は50mLに相当する量であるとき。 5本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が液状製剤として5mL、10mL、15mL、20mL、25mL、30mL、40mL又は50mLに相当する量であるとき。 5本
人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 349,800円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 332,400円	1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が2mLであるとき。 7本 (2) 内容量が3mLであるとき。 5本 (3) 内容量が5mLであるとき。 4本 (4) 内容量が10mL又は15mLであるとき。 2本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 (1) 内容量が2mL、3mL又は5mLであるとき。 3本 (2) 内容量が10mL又は15mLであるとき。 2本
アルキル化人免疫グロブリン	406,600円	1 内容量が10mLであるとき。 7本 2 内容量が50mLであるとき。 3本
乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 434,700円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 417,200円	1 発熱試験法によるとき。 内容量が液状製剤として50mLに相当する量であるとき。 4本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が液状製剤として50mLに相当する量であるとき。 3本
乾燥スルホ化人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 446,900円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 429,400円	1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が液状製剤として5mLに相当する量であるとき。 18本 (2) 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 11本

		<p>(3) 内容量が液状製剤として20mLに相当する量であるとき。 7本</p> <p>(4) 内容量が液状製剤として50mLに相当する量であるとき。 5本</p> <p>(5) 内容量が液状製剤として100mLに相当する量であるとき。 4本</p> <p>2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が液状製剤として5mL、10mL、20mL、50mL又は100mLに相当する量であるとき。 4本</p>
pH4処理酸性人免疫グロブリン	<p>1 発熱試験法によるとき。 434,700円</p> <p>2 エンドトキシン試験法によるとき。 417,200円</p>	<p>1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が10mLであるとき。 10本 (2) 内容量が50mLであるとき。 4本 (3) 内容量が100mLであるとき。 3本</p> <p>2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が10mL、50mL又は100mLであるとき。 3本</p>
乾燥pH4処理人免疫グロブリン	<p>1 発熱試験法によるとき。 434,700円</p> <p>2 エンドトキシン試験法によるとき。 417,200円</p>	<p>1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 10本 (2) 内容量が液状製剤として50mLに相当する量であるとき。 4本</p> <p>2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が液状製剤として10mL又は50mLに相当する量であるとき。 3本</p>
乾燥プラスミン処理人免疫グロブリン	446,900円	<p>1 内容量が液状製剤として5mLに相当する量であるとき。 6本</p> <p>2 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 4本</p> <p>3 内容量が液状製剤として20mL又は50mLに相当する量であるとき。 3本</p>
乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン	<p>1 発熱試験法によるとき。 139,200円</p> <p>2 エンドトキシン試験法によるとき。 121,800円</p>	<p>1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が液状製剤として3mLに相当する量であるとき。 25本 (2) 内容量が液状製剤として5mLに相当する量であるとき。 15本 (3) 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 8本 (4) 内容量が液状製剤として20mLに相当する量であるとき。 4本</p>

		<p>(5) 内容量が液状製剤として50mLに相当する量であるとき。 2本</p> <p>2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が液状製剤として3mL、5mL、10mL、20mL又は50mLに相当する量であるとき。 1本</p>
ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	<p>1 発熱試験法によるとき。 434,700円</p> <p>2 エンドトキシン試験法によるとき。 417,200円</p>	<p>1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が5mLであるとき。 17本 (2) 内容量が10mLであるとき。 10本 (3) 内容量が20mLであるとき。 6本 (4) 内容量が50mLであるとき。 4本 (5) 内容量が100mLであるとき。 3本</p> <p>2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が5mL、10mL、20mL、50mL又は100mLであるとき。 3本</p>
乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	<p>1 発熱試験法によるとき。 434,700円</p> <p>2 エンドトキシン試験法によるとき。 417,200円</p>	<p>1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が液状製剤として5mLに相当する量であるとき。 17本 (2) 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 10本 (3) 内容量が液状製剤として20mLに相当する量であるとき。 6本 (4) 内容量が液状製剤として50mLに相当する量であるとき。 4本 (5) 内容量が液状製剤として100mLに相当する量であるとき。 3本</p> <p>2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が液状製剤として5mL、10mL、20mL、50mL又は100mLに相当する量であるとき。 3本</p>
抗HBs人免疫グロブリン	<p>1 発熱試験法によるとき。 493,800円</p> <p>2 エンドトキシン試験法によるとき。 476,400円</p>	<p>1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が1mLであるとき。 9本 (2) 内容量が5mLであるとき。 3本</p> <p>2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が1mL又は5mLであるとき。 2本</p>
乾燥抗HBs人免疫グロブリン	<p>1 発熱試験法によるとき。 493,800円</p> <p>2 エンドトキシン試験法によるとき。 476,400円</p>	<p>1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が液状製剤として1mLに相当する量であるとき。 9本 (2) 内容量が液状製剤として5mLに相当する量であるとき。 3本</p>

		2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が液状製剤として1mL又は5mLに相当する量であるとき。 2本
ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 578,700円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 561,200円	1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が1mLであるとき。 22本 (2) 内容量が5mLであるとき。 6本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が1mL又は5mLであるとき。 3本
乾燥ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン	578,700円	1 内容量が液状製剤として1mLに相当する量であるとき。 22本 2 内容量が液状製剤として5mLに相当する量であるとき。 6本 3 内容量が液状製剤として10mLに相当する量であるとき。 4本 4 内容量が液状製剤として20mL又は50mLに相当する量であるとき。 3本
抗D(Rho)人免疫グロブリン	171,900円	内容量が1mLであるとき。 10本
乾燥抗D(Rho)人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 171,900円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 154,500円	1 発熱試験法によるとき。 内容量が液状製剤として2mLに相当する量であるとき。 6本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が液状製剤として2mLに相当する量であるとき。 3本
抗破傷風人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 347,000円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 329,500円	1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が1mLであるとき。 10本 (2) 内容量が2mL又は2.5mLであるとき。 6本 (3) 内容量が3mLであるとき。 5本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が1mL、2mL、2.5mL又は3mLであるとき。 3本
乾燥抗破傷風人免疫グロブリン	1 発熱試験法によるとき。 347,000円 2 エンドトキシン試験法によるとき。 329,500円	1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が液状製剤として1mLに相当する量であるとき。 10本 (2) 内容量が液状製剤として2mL又は2.5mLに相当する量であるとき。 6本 (3) 内容量が液状製剤として3mLに相当する量であるとき。 5本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が液状製剤として1mL、2mL、2.5mL又は3mLに相当する量であるとき。

		3本
ポリエチレングリ コール処理抗破傷 風人免疫グロブリン	1 発熱試験法によると き。 431,800円 2 エンドトキシン試験法 によるとき。 414,400円	1 発熱試験法によるとき。 (1) 内容量が3.4mLであるとき。 9本 (2) 内容量が20mLであるとき。 4本 2 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が3.4mL又は20mLであるとき。 4本
乾燥ポリエチレン グリコール処理抗 破傷風人免疫グロ ブリン	431,800円	1 内容量が液状製剤として3.5mLに相当する量 であるとき。 9本 2 内容量が液状製剤として20mLに相当する量 であるとき。 4本
乾燥濃縮人アンチ トロンビンⅢ	298,600円	1 内容量が液状製剤として10mLに相当する量 であるとき。 5本 2 内容量が液状製剤として20mL、30mL又は 40mLに相当する量であるとき。 4本
人ハプトグロビン	1 発熱試験法によると き。 239,200円 2 エンドトキシン試験法 によるとき。 221,700円	内容量が100mLであるとき。 4本